

## Kiko

ハーグ

気候ネットワーク

〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル3F

Tel:075-254-1011 / Fax:075-254-1012

E-mail:kiconet@jca.apc.org http://www.jca.apc.org/kiconet/

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2F

Tel:03-3263-9210 / Fax:03-3263-9463

E-mail:kikotko@jca.apc.org

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。

「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

## 全てが決着する一週間

前半の一週間では主な対立点についてほとんど解決はされず、カッコ書きのオプションとして残されたまま、2週目の閣僚級会合へ突入した。実効性のある京都議定書のためには不可欠である「京都メカニズムの上限を設定すること」や、「第一約束期間に吸収源

の京都議定書3条4項の追加的人為的な活動の利用を認めないこと、などはオプションの一つであるが、一方で、京都議定書の抜け穴を拡大するオプションも残っている。京都議定書から3年間ずっと争点であったこれらの重要議題が、今週一週間で決められようとしている。まさに、京都議定書の性質が決められる時だ。しかし、我々の懸念は、ますます

大きくなっている。なぜなら、現在の交渉が、実質的な地球温暖化対策から大きくかけ離れ、目先の「国益」に翻弄されつつあることを否めないためである。

以下は、世界熱帯雨林運動(WRM)の、9月のリヨン会合を受けてのメッセージである。ここで改めてその抄訳を紹介する。

## 気候変動:リヨンで得た教訓 (WRM ニュース 38号より、リガルド・カレラ氏筆)

9月、世界中からフランスのリヨンに各国政府の代表が集い、11月のCOP6へ向けた準備会合を行った。一つだけ良かった点は、わずかながらの人数だが、気候変動にとって良い何かを成し遂げようとリヨン会合に取り組んでいたことである。とはいえ実際の会議は、エリートたち同士による脅迫であり、腕力争いであり、市場調査であり、賄賂であり、取引であった。ほとんどの時間は温暖化対策に関係ないプログラムへの資金の問題の議論に費やされた。

特に議論になっていたのは、クリーン開発メカニズムという、南の国々の人工林や森林や土地利用変化活動を使って、先進国が自国の化石燃料排出を相殺することができる仕組みである。外交官や官僚たちは林業プロジェクトですでに問題となっている環境や住民への悪影響といった問題にはほとんど注意を払っていない。幸い、この温暖化「対策」はまだ締約国会合によって認められてはいない。しかし、楽観的になる理由もない。いくつかの国々の代表団は、脅迫「吸収源がなければ京都議定書を批准しない」と腕力自慢「賛同しないのはご自由ですが...」を多用しており、これらの代表例は米国と日本である。欧州を含む第三のグループは、京都で合意した排出削減の約束を守ろうとしているがハーグ合意の中に林業プロジェクトの余地を残そうとしている。京都議定書の中に吸収源を入れまいとしている小さな国々は、その中の特に問題のある部分を取り除く以上のことはできそうにない。悲しいことに、これが会合の焦点なのだ。本当の問題、つまり大気への公正な権利、特に北の化石燃料の消費削減、代替エネルギー源、利用効率向上と省エネについての議論はほとんどない。政府が本当に気候変動の問題に向き合うつもりがあるのであれば、いかに再生可能で悪影響のないエネルギー源を推進することで化石燃料の排出削減を行うことができるかに焦点を当てていたはずだ。北と南が協力してこれらの研究と経験を交換し合い、また、対策の知識や政治的な経験を南から北へ、北から南へと移転する仕組みを作り上げていたはずだ。これはCDMの議論の中心であるべきはずであるが、今の各国政府は別のものを選ぼうとしている。リヨン会合から一つの教訓が導き出される。人々が政府に圧力を加えない限り、気候問題の交渉担当者達はぼんやりと現れる気候災害に対抗して何もしようとはしないだろう。

地球温暖化は技術的な問題ではなく、権力の問題であり、皆が参加しなければならない政治の領域の問題であることを理解しなければならない。この問題は誰でもが理解できるほど単純な問題であること、つまり化石燃料を環境に優しい代替のエネルギー源におきかえることであることを堅く心に留めておかなければならない。気候変動は、何百万haのユーカリや松の植林を行うことでは解決できず、更に今ある問題を広げるものである。ほったらかしておけば、代表者達は我々皆を災害へと導くだろう。よりまじめで責任のある行動へと、会議場の中と外から同時に彼らに圧力を掛けることが重要である。それがリヨンの教訓だ。

## 最大の問題は吸収源

- とんでもない日米加提案 -

今日からの閣僚級会合での最大の論点は吸収源問題である。京都会議で先進国全体で「90年の排出水準から-5.2%」（日本は-6%）という目標数値を書き換えてしまうことになるからだ。

特に、日本国内での議論が全くないまま14日に出された日本・アメリカ・カナダの共同提案は、京都議定書第3条4項における「追加的活動」のうち大部分を占める「森林管理」について、各国の目標達成の必要性に応じて吸収分を都合よく利用できるという、とんでもない代物である（提案の内容はKiko第1号（11月16日）参照）と繰り返し強調したい。

図に示したのは、3条4項における2008～12年の吸収量の各国からの報告値である（ロシアはIIASA資料より）。

- (1) これを見れば、アメリカ、ロシアの吸収量が断然多いことがわかるが、一方でそれらの国に比べればスケールが小さいものの、日本の吸収量は4番目に多い。
- (2) 18日のCASAの試算では、基本割当部分（イニシャルインターバル）で日本が吸収3.7%分（約460万トンCO<sub>2</sub>）を全て得るとした場合、アメリカ・ロシアなどの数ヶ国を除く大抵の国は森林管理による吸収量を100%算入できる上、アメリカやロシアの吸収分が更に追加されると、先進国全体で5%削減するという目標は消え去る。
- (3) 日本政府が吸収量で得ようとする3.7%は、自然体ケース（BAU）から減らすべき21%に比べればわずかだと説明

しているが、上に述べたように日本が3.7%分を獲得することにより各国に大きなボーナスを与え、議定書の意義をなくしてしまうという点で批判されていることを理解していない。

(4) 日本政府はこの提案が「公平性に配慮」したものであると説明するが、将来世代との公平性を忘れている。また、吸収分が桁外れに大きいアメリカなどとの公平性を言うのであれば、そもそも3条4項の森林活動を第1約束期間から適用させないことが、日本にとっても最もよい選択となる。

川口長官は日本を出発するにあたって各国に建設的妥協を求めるとした。日本政府の吸収源の主張を取り下げることこそが「建設的な妥協」のために必要だ。

## EUの懸念

この日米加提案に対してEUが公式に「反対」と発表したペーパーでは、この提案における様々な問題への懸念を示しているため、ここに仮訳を添付する。

「米・カ・日の提案は京都議定書の環境保護という目的を確保するものではなく、EUの持っている懸念、すなわち、森林等の吸収源の（3条4項に関する）抜け穴の膨大さや、科学的な不確かさ、逆転の危険などの懸念、に十分答えたものにはなっていない。従ってEUはこの提案に反対である。

米・カ・日の提案は以下の点でEUの懸念に答えていない。

- ・判断の基になる数値が表明されておらず、今後その規模がどうなるかわからない。
- ・科学的な論理に基づいていない（政治的な数字操作による妥協だけを目指した）提

## 重要な仕事を担う川口長官

今日から始まる閣僚級会合では、以下の3つのグループが作られ交渉が行われることになっている。

途上国問題（技術移転、悪影響への対応、資金メカニズムなど）

環境保全問題（京都メカニズム・吸収源・国内措置）

遵守問題・手続き関係（5・7・8条）

このうち川口長官は、ブラジル政府と共に2番目の環境保全問題グループの共同議長を担う。最も大きな論点を扱うこのグループでの決定が、京都議定書の性質を大きく左右する。川口長官には、日本政府の立場を離れ、環境保全を確保し温室効果ガスを削減する議定書を作るための舵取りをしてほしいということに肝に銘じてもらいたい。そうでなければ、京都議定書は日本によって意義を否定されることになる。

案である。

- ・科学的な定量化ができておらず、研究が必要なのであれば、もともと議論のように、第1約束期間中は除外すべきである。
- ・既存の森林の成長をすべて人為的活動とみなせ、全てを算入できるというのは景品のようなものである。
- ・規模の膨大さに関する懸念は第1約束期間に解決されるというが、第2約束期間移行にさらに追加して参入されるはずで、解決にはなっていない。
- ・（3条4項には）農地管理や牧草地管理など、森林管理以外にも同じ問題があり、特にそのうち土壤中炭素の計測の誤差の大きさに関してEUは懸念を持っている。
- ・X, Y, Zの数字の大きさによって、いくつかの国だけが大喜びするものとなる。
- ・この提案では第1約束期間についてのみ制限が掛けられる、と間違っただけで仮定されているが、問題が解決されない限り、第2約束期間以降も制限を掛けるべきである。」

## Kiko COP6 通信 No. 3

2000年11月20日発行

発行/編集 気候ネットワーク

浅岡美恵、小倉正、田浦健朗、橋本征二、平田仁子

2010年の3条4項の吸収量 (Gg-CO<sub>2</sub>/y)

0 200,000 400,000 600,000 800,000 1,000,000 1,200,000

USA	18.9%	
Russia*	33.4%	
Canada	9.3%	
Japan	3.9%	
Germany	2.6%	
Sweden	23.6%	
France	1.8%	
UK	1.3%	
Finland	10.7%	
Australia	1.6%	
Italy	0.8%	
Switzerland	2.4%	
Norway	1.0%	
Iceland	7.5%	

1990年の排出量に対する2010年の吸収量